

小原慶福会役員及び評議員の 報酬等に関する規程

社会福祉法人 小原慶福会

小原慶福会役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小原慶福会の定款第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額及び算定方法)

第4条 役員等及び評議員に対する報酬等の額は、別表に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。

- (1) 理事長が法人の用務で職務を行ったときは、日当3,000円と交通費実費を支給するものとする。
- (2) 役員等に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- (4) 理事長、役員等及び評議員に対する旅費は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人施設運営のための業務にあたった都度、現金支給とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 11 月 28 日から施行する。

別表 1

区 分		報酬等	総額
小原慶福会理事会	理 事	日当 5,000 円	各年度における役員等の報酬等の全員の総額は 500,000 円を超えない範囲とする。
理事会	監 事	日当 5,000 円	
決算・出納監査	監 事	日当 5,000 円	

別表 2

区 分		報酬等	総額
小原慶福会評議員会	評議員	日当 5,000 円	各年度における評議員の報酬等の全員の総額は 500,000 円を超えない範囲とする。
	監 事	日当 5,000 円	

別表 3

交通機関	交通費（2キロメートルを超える場合）
公共交通機関	実費
その他	1キロメートルにつき 50 円

※自宅～法人本部を基準とする。